平成２９年第３回大玉村議会臨時会会議録

第１日　　平成２９年４月２８日（金曜日）

１．応招（出席）議員は次のとおりである。

１番　松　本　　昇	３番　本　多　保　夫	４番　鈴　木　康　広
５番　押　山　義　則	６番　武　田　悦　子	７番　鈴　木　宇　一
８番　佐々木　市　夫	９番　佐　原　吉太郎	１０番　須　藤　軍　蔵
１１番　菊　地　利　勝	１２番　遠　藤　義　夫	

２．不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

３．地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長	押　山　利　一	副村長	武　田　正　男
教育長	佐　藤　吉　郎	総務部長	鈴　木　幸　一
産業建設部長 兼農業委員会 事務局長	舘　下　憲　一	教育部長	菅　野　昭　裕
総務課長	押　山　正　弘	税務課長	菊　地　　健
産業課長	渡　辺　雅　彦	建設課長	杉　原　　仁
生涯学習課長	溝　井　久美子		

４．本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議会運営委員の補欠選任

議案の上程

提案理由の説明

議案審議

質疑・討論・採決

議案第４１号　大玉村税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

議案第４２号　平成２９年度大玉村一般会計補正予算について

議案第４３号　平成２８年度大玉村直売所新築工事（繰越事業）請負契約について

議案第４４号　平成２８年度谷地・戸ノ内線道路改良舗装工事請負変更契約について

議員派遣の件について

５．本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長　作田純一、書記　矢崎由美、佐藤雅俊、安田敏

会　議　の　経　過

○議長（遠藤義夫）　皆さん、こんにちは。

平成２９年第３回４月臨時会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は１１名全員であります。定足数に達しておりますので、平成２９年第３回大玉村議会臨時会を開催いたします。

（午後１時３０分）

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　開議に先立ちまして、本年４月１日付の職員の人事異動により、議会併任書記及び幹部職員に異動がありましたので、議会の運営に関する基準第１７章１７３の規定により、職員の紹介をいたします。

まず、議会関係について事務局長より紹介させます。議会事務局長。

○議会事務局長（作田純一）　議会関係の職員紹介。

○議長（遠藤義夫）　執行部より幹部職員の紹介をお願いいたします。副村長。

○副村長（武田正男）　執行部幹部職員紹介。

○議長（遠藤義夫）　以上で紹介を終わります。

ここで、説明員として出席を求めました三役及び総務部長、産業建設部長、教育部長、総務課長、税務課長、産業課長、建設課長、生涯学習課長以外の各部長及び課長については、退席となります。

ここで暫時休議します。再開は職員の退場次第とします。

（午後１時３４分）

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　再開いたします。

（午後１時３５分）

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、３番本多保夫君、４番鈴木康広君を指名いたします。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長から報告を求めます。９番。

○議会運営委員長（佐原吉太郎）　ご苦労さまです。

本臨時会の会期日程等について、去る４月２４日、午前１０時より第１委員会室におきまして議会運営委員会を開催し審査をいたしましたので、その経過と結果について、以下ご報告申し上げます。

委員会は、議長出席のもと５名全員出席、さらに当局から総務部長及び総務課長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、今臨時会の会期日程等について、次のように決定いたしました。

本臨時会に提出されます事件は、議会の構成案件１件、村長提出案件４件、議員派遣案件１件、合わせて６件であり、その内容は、議会運営委員の補欠選任１件、専決処分の承認案件１件、補正予算案件１件、工事請負契約案件２件、議員派遣について１件であります。

よって、会期につきましては、本日１日間と決定いたしました。

なお、審議日程等につきましては、本日４月２８日　本会議　議会運営委員の補欠選任、議案の上程、提案理由の説明、議案審議、議員派遣の件という日程で行います。

以上のように委員会として出席全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞ審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

以上であります。

○議長（遠藤義夫）　ただいま議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

よって、会期日程については、議会運営委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第３、諸般の報告を行います。

去る平成２９年３月３１日に遠藤勇雄君から議員の辞職願が提出され、同日許可いたしました。

遠藤勇雄君が所属しておりました総務常任委員会において、副委員長が不在となりましたことから、平成２９年４月２１日に開催された総務文教常任委員会において、大玉村議会委員会条例第７条第２項の規定により副委員長の互選が行われ、副委員長に５番押山義則君が選任されましたので、ご報告いたします。

また、議会広報編集特別委員会におきまして、委員長が不在となりましたことから、平成２９年４月３日に開催された議会広報編集特別委員会において、大玉村議会委員会条例第７条第２項及び同条例第１０条の規定により、委員長、副委員長の互選が行われ、委員長に４番鈴木康広君、副委員長に３番本多保夫君が就任されましたので、ご報告いたします。

その他諸般の報告につきましては、説明員の報告についてであり、報告書のとおり配付をもって報告にかえさせていただきます。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第４、議会運営委員の補欠選任を行います。

議員の辞職に伴い、議会運営委員会における総務文教常任委員会からの選出委員が１名欠員となっております。

お諮りいたします。

議会運営委員の補欠選任については、委員会条例第７条第４項の規定、及び先例により総務文教常任委員会から選出されました５番押山義則君を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に５番押山義則君を補欠選任することに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第５、議案第４１号から第４４号までを一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（佐藤雅俊）　別紙議案書により朗読。

○議長（遠藤義夫）　事務局職員の朗読が終わりました。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第６、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一）　ご苦労さまでございます。

本日、第３回臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

本臨時会における提出議案は、専決処分１件、補正予算案１件、工事請負契約案件１件、工事請負変更契約案件１件、合わせて４件であります。

それでは、議案第４１号、大玉村税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２号）が平成２９年３月３１日に公布され、平成２９年４月１日から施行されたことに伴い、大玉村税条例等についても改正が必要となり、平成２９年４月１日付で本条例等の一部を改正する条例を専決処分したもので、ご報告し、承認を求めるものであります。

主な改正の内容について申し上げます。

第１条、大玉村税条例の一部改正について。

第３３条関係については、村民税所得割の課税標準に関するもので、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して村長が課税方式を決定できることを明確化するものであります。

第３４条の９関係につきましては、村民税配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関するもので、第３３条の改正に伴う所要の規定を整備するものあります。

第４８条関係及び第５０条関係については、法人の村民税の申告納付及び不足税額の納付の手続に関するもので、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定を整備する

ものであります。

第６１条第８項関係については、固定資産税の課税標準に関するもので、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の特例について規定するものであります。

第６１条の２関係については、わがまち特例の割合を定める規定であり、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の各認可を得た者が直接事業の用に供する家屋及び償却資産に対する課税標準を２分の１とするものであります。

第６３条の２関係については、居住用超高層建築物に係る税額の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定するものであります。

第６３条の３関係については、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後４年度分に限り、所有者の申し出により従来の共用土地に係る固定資産税税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定を整備するものであります。

第７４条の２関係については、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後４年度分に限り、特例を適用する常設規定であります。

附則第５条関係については、個人の村民税の所得割の非課税の範囲等に関するもので、控除対象配偶者の定義の変更に伴い規定を整備するものであります。

附則第８条関係については、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について適用期限を３年間延長するものであります。

附則第１０条の２関係については、地方税法で定める課税標準等の軽減の程度を地方公共団体が条例で決定できるようにする「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」を、固定資産税の特例措置において導入されたことによる規定であり、引用する法律条項のずれに対応した改正であります。

附則第１０条の３関係については、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定するものであります。

附則第１６条関係については、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について適用期限を２年延長するものであります。

附則第１６条の２関係については、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定するものであります。

附則第１６条の３第２項関係については、特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事項を勘案して、村長が課税方式を決定できることを明確化するものであります。

附則第１７条の２関係については、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を３年間延長するものであります。

附則第２０条の２第４項及び附則第２０条の３第４項関係については、特例適用配

当等に係る所得及び条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、村長が課税方式を決定できることを明確化するものであります。

附則第２０条の３第６項関係については、第４項の改正に伴う所要の規定を整備するものであります。

次に、第２条、大玉村税条例の一部改正について、附則第１６条の２については、第１条で定めた軽自動車税の賦課徴収の特例を平成３１年１０月１日に削除する規定であります。

次に、第３条、大玉村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、附則第６条中、表内の「第８２条第２号ア」を「第２号ア」とするものであります。

次に、附則第１条では施行期日を、附則第２条では村民税に関する経過措置を、附則第３条では固定資産税に関する経過措置を、附則第４条では軽自動車税に関する経過措置を定めるものであります。

次に、議案第４２号、平成２９年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

補正予算書１ページをお開き願います。

今回の補正は、大玉村議会議員補欠選挙の執行経費など、早期に対応する必要が生じた事務事業について予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ５６５万８，０００円を増額し、予算の総額を５７億２，９７３万９，０００円とするものであります。

それでは、歳出より事項別明細に基づきご説明を申し上げます。

８ページをお開きください。

款２総務費の大玉村議会議員補欠選挙費は、選挙の適正な執行管理を行うための経費２５７万５，０００円の計上であります。

款１０教育費の社会教育総務費は、福島県から３年間のモデル事業の委託を受けて取り組む「地域学校協働活動事業」に要する経費５６５万８，０００円の計上であります。

１０ページをお開きください。

款１４予備費は、財源を調整し２５７万５，０００円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

６ページをお開きください。

県支出金の教育費委託金は、県費１０分の１０となる地域学校協働活動事業費５６５万８，０００円の計上であります。

以上、一般会計補正予算についてご説明を申し上げました。

次に、議案第４３号、平成２８年度大玉村直売所新築工事（繰越事業）請負契約について申し上げます。

大山字新田地内に建築する大玉村直売所新築工事について、４月１８日に１１社による指名競争入札を実施し、その結果、菅野建設工業株式会社が１億７，８２０万円

で落札し、翌日付で工事請負仮契約を締結したものであります。

大玉村直売所新築工事については、一部鉄骨の木造平屋建て、建築面積５３５平米で、工期につきましては、平成２９年１２月２８日の完了を予定しております。

以上、議会に付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第４４号、平成２８年度谷地・戸ノ内線道路改良舗装工事請負変更契約について申し上げます。

斎藤建設工業株式会社と平成２８年８月３１日に締結しました村道谷地・戸ノ内線道路改良舗装工事請負契約につきまして、舗装延長の増加により経費が増額となり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条に規定されている契約の予定価格５，０００万円を超えることから、議会の議決を求めるものであります。

当該工事は、国の防災・安全社会資本整備交付金事業による繰越事業でありますが、同交付金事業として実施していた他工事の設計変更により減額が生じ、その減額相当分を当該工事に振りかえることが可能であるため、国の交付金事業を活用し事業の早期完了を図るものであります。

当該工事については、当初改良延長及び舗装延長２９０．５メートルから、契約金額内で設計内容を一部変更し、改良延長３８６．７０３メートル・舗装延長１１０．５４６メートルとし、現在施行中でありますが、今回、舗装延長を２７６．１５７メートルに変更増とし、３８６．７０３メートルを完了するものであり、当初契約額４，６４４万円を１，０４９万４０円増額し、総額で５，６９３万４０円に請負額を変更するものであります。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げました。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤義夫）　以上で提案理由の説明が終わりました。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第７、議案第４１号「大玉村税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。

質疑ございませんか。１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　この前も若干お尋ねしたのですけれども、１８ページにある優良住宅地の関係で、この定義というか、優良とはどういうことだということだったのだけれども、あの時点ではよくわからないので後ほど、ということだったので、優良はどういうところを優良と指すのかお尋ねしたいと思います。

○議長（遠藤義夫）　税務課長。

○税務課長（菊地　健）　１０番議員さんにお答えをさせていただきます。

優良住宅関係についてどういったものかというご質問でございますが、規定でありますと、いわゆる優良住宅地の造成とういうことで、法律的には独立行政法人の都市

再生機構とか都市再開発法、密集市街地における防災街区等いろいろあるんですが、本村に該当するようなものとしましては、一団の宅地造成を行う個人または法人に対する土地の譲渡が該当するものでありまして、都市計画法第２９条第１項に定める都市計画の開発、これに該当するような宅地造成が該当になるものであります。

ちなみに、２５戸以上という規制がございます。これには発行された証明書が必要だということでありますが、いわゆる都市計画法の開発の許可を得たものが、その写しをもってこの証明書にかえるという内容でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤義夫）　ほかにございませんか。５番。

○５番（押山義則）　第１条の中で、その他の事情を勘案して村長が課税方式を決定できるとあるんでありますが、その他の事情ということは、例えばどのような場合なのか、これを１点伺っておきます。

それから、文言の中でちょっとお伺いしたいんでありますが、この地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例、この中身について説明願いたいんであります。

○議長（遠藤義夫）　税務課長。

○税務課長（菊地　健）　５番議員さんにお答えをさせていただきます。

今回の改正の中で、その他の事情とかといろいろ、あちらこちらに出てくるわけですけれども、これは課税の、基本的には配当所得とかそういったものについては分離課税をするという形になっております。ただし、その中で、損失が生じた場合は控除ができるような、そういう制度になってございます。そうしたときに、住民税の申告もしくは確定申告書のほうに記載があれば、総合課税を選択することができるという内容でございます。基本的には分離課税、いわゆる配当所得を受けるときに徴収されるというのが原則でございますが、その時点で、株式ですと、購入金額、手数料、そういったものを差し引きまして三角になる場合がございます。そういったものを総合課税において還付をすることができると、そういった税法がございます。今もそれはあるんでございますが、それをこの地方税法の中で、各市町村の条例の中で明確にしていくというようなことでの条文改正でございます。

あとは、わがまち特例の件でございますが、わがまち特例につきましては、基本的には、全国一律の特例措置でなければ、政策目的を達成することが困難な事情がない限りということで、そういった部分で議論がされたんですが、その地域のまちづくりとか、そういった部分での特例の中で、各自治体が政策をする上で、企業の誘導とか社会資本の整備、そういったものに対して市町村の裁量で、控除額とか、そういったものを多くしたり少なくしたりできるような規定がわがまち特例という内容でございます。

正確な名前ですと「地域決定型地方税制特例措置」、これを称して「わがまち特例」と申してございます。

よろしいでしょうか。

○議長（遠藤義夫）　５番。

○５番（押山義則）　ありがとうございました。

確認しておきたいんですが、例えば大玉あたりプラントとかなんか言った場合、固定資産税とかなんか安くするとかそういうこととか、少し免除するとかそういう話を聞いたことがあるんですが、そういうものもこういうものに該当すると理解してよろしいんでしょうか。

○議長（遠藤義夫）　税務課長。

○税務課長（菊地　健）　５番議員さんにお答えをさせていただきます。

わがまち特例の関係につきましては、第６項関係では太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギーの発電設備とか、第７項ですと風力を電気に変換する特定再生可能エネルギーの発電設備、第８項ですと水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー、第９項ですと地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備、第１０項におきましてはバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備でございます。

また、現行規定では、附則第１０条２項第１１項では、いわゆるノンフロン類、業務用の機器とかでその冷媒としてフロンを使わないもの、こういったものについて時限的に２９年３月３１日までには対象となっていたんですが、それが今回削除になりまして、新たに追加になりましたのが、認定優良事業者が取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置、こういったものがありまして、内容につきましては、都市再生特別法に基づきます都市機能誘導区域内に誘導すべき医療施設とか福祉施設等の整備計画の認定を受けた民間業者が行う事業、あと１２項関係ですと、企業主導型の保育事業に係る課税標準の特例でございまして、政府の補助を受けた総務省令で定めた保育施設、こういったものが該当になりまして、いわゆるプラントにつきましては、該当になってございません。

以上でございます。

○議長（遠藤義夫）　ほかにございませんか。７番。

○７番（鈴木宇一）　若干お尋ねします。

税条例、かなり文言が長くて、なかなか理解しがたいですが、まず４８条関係の、いわゆるここで言っているこの延滞金、これは延滞を課しますよということなんですね。課税標準を２分の１とするということでは理解するわけでございますが、この１４．６％というのは多分上位法から来ているのかなと思いますが、昨今、金利がマイナス金利なんですよね。そういう中で依然としてこの延滞金は高いというふうに思っているんですけれども、これらの成り立ち、生い立ちというか、国に準じているんだということかと思いますが、それについてお尋ねしておきたいと思います。

それから、附則第１７条２関係についてということでございますが、先ほども質問がありましたが、ここでいう、先ほどの説明だと、都市計画法に準じて造成した土地は優良住宅だというふうに言われました。全くそのとおりかなと思いますが、それ以外は、その下段にありますが、優良住宅とはみなさないということがあります。ここでいう附則第３４条の２第１０項というのはどういう規定なのか、都市計画外という

説明かなと思いますが、それらについてどういう土地なのかお尋ねしておきたいと思います。

それから、附則第１７条２の関係について、長期譲渡所得課税の特例についてということで、３年間延長するということでございますよね。この長期譲渡というのは何年を目安に長期譲渡と呼ばれるのか、短期譲渡というのはじゃ何年なのか、その税率は売却した場合は何十％課税されるのか、それらについてもお尋ねしておきたいと思います。

以上３点についてお願いします。

○議長（遠藤義夫）　税務課長。

○税務課長（菊地　健）　７番議員さんにお答えをさせていただきます。

延滞金の率１４．６％でございます。これについてはずっと変わっておりません。基本的に地方税法、国税徴収法、その部分から来ている率でございまして、最近の金利は低いということでございますが、基本的には税は納期限内に完納するというふうなことが大原則でありますので、この率につきましても上位法がございますので、幾ら金利が下がっているからといいましても、村独自で下げるわけにはいかない金利であるということでご理解をいただきたいと思います。

あと、１８ページ関係の１７条の２関係でございますが、長期譲渡所得の規定でございますけれども、過去には１０年以上所有しているという規定がございましたが、いつからというのはちょっと明確にお答えできませんけれども、現在は５年以上保有しているものを長期譲渡所得というふうに呼んでおります。それ未満のものにつきましては短期譲渡所得ということになります。

税率の関係でございますが、税率につきましては、分離譲渡の税率でございますが、所得税に関しましては、長期ですと１５％、短期ですと３０％でございます。あと、村民税、県民税に関しての長期譲渡所得につきましては、３％が村民税、県民税は２％というふうになってございます。

また、優良住宅地造成のための優遇でございますが、２，０００万円までの譲渡所得でございますと３％の税率が２．４％になると、２，０００万円を超える部分については３％の課税になるという優遇でございます。

法附則第３４条の２第１０項関係でございますが、これにつきましては、まず前段のほうで、優良住宅地の関係につきましては、都市計画法の許可を得たもの、これについては該当になりますということですが、開発の許可をいただく前に審査をしていただくと、その審査から２カ年間が有効なんですが、その２カ年内に宅地造成が完了しなかった場合、これは優良住宅とみなしませんよという規定でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤義夫）　ほかにございませんか。７番。

○７番（鈴木宇一）　譲渡関係についてお尋ねしますが、今年、３年に１度の見直しがあるというふうに聞いているんですが、土地の売買とか課税標準で１０００分の１４課税すると思うんですけれども。いわゆる課税標準額というのがあるんですけれども、

標準額というのは評価額の何％を掛けて課税標準額にするのか、路線価というのもあるし、それから評価額というのもありますよね、土地も。それのストレートではないと思うんですよ。何％を基準に税金をかけるのか、そして１０００分の１４を掛けるのかということなんですけれども、その辺ちょっとわかりますでしょうか。今年見直しだということを聞いていますんで。

○議長（遠藤義夫）　税務課長。

○税務課長（菊地　健）　７番議員さんにお答えをさせていただきます。

端数の関係とかいろいろ細かいものがあるのでぴったりとはいきませんかもしれませんけれども、基本的には土地の価格の７割、これが大体課税標準額だというふうにお考えいただいてよろしいかと思います。

あと、いろいろ路線価とかそういったものは、その土地の価格の決定に影響を及ぼす数字だというふうにご認識いただければというふうに思います。

あと、固定資産税に関しましては、平成３０年が評価替えの年でございます。今年にその土地の価格とかそういったものを調査しまして、３０年１月１日現在での土地の価格を決めていくと、それがいわゆる評価替えの前段の準備の年というふうにお考えいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（遠藤義夫）　ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第４１号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第８、議案第４２号「平成２９年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。５番。

○５番（押山義則）　１点だけお伺いします。

９ページの地域学校協働活動事業に要する経費、これ１００％県の事業ということ

でありますが、この中で報償費関係とかなんかありますが、この担当教職員の配置とありますが、何名どのような方法で配置されるのか伺っておきます。

○議長（遠藤義夫）　教育長。

○教育長（佐藤吉郎）　５番議員さんにお答えいたします。

担当教員は、学校に通常的にというか今までに配当になっていた教員に、プラス１名です。大玉に。それで、学校側からさまざまなこの活動に取り組むという中身でございまして、教員の配置につきましては、学級数に応じた勤務標準法という配当と、さまざまな加配があります。例えば、震災復興加配というのが今入っていますし、そういったやつにプラスして４月１日から１名をいただいております。大玉中に今配置しております。

○議長（遠藤義夫）　ほかにございませんか。６番。

○６番（武田悦子）　９ページの、今質問あった地域学校協働活動事業についてですが、具体的な中身はどのような形で進めていくのかお伺いいたします。

○議長（遠藤義夫）　教育部長。

○教育部長（菅野昭裕）　６番議員さんにお答えをいたします。

地域学校協働活動事業、具体的な中身でありますけれども、まず今まで実施をしてきておりました学校支援地域本部、それから放課後子ども教室、これらを包括するような形で地域学校協働本部を設置をいたします。これにつきましては、村内関係団体や地域住民に働きかけてボランティアの人材の拡充を図ったり、啓発・広報活動を図ったり、そういった役割を担うものであります。そちら地域学校協働本部に地域コーディネーターを１名配置をいたします。この地域コーディネーターの役割でありますけれども、これにつきましては、地域における事業や行事の情報収集、それから、それらの学校等への情報の提供、今ほどご質問のありました学校の担当教職員、こちらとの連絡調整、それから研修会等での発表、調査研究への協力というふうな役割を担う地域コーディネーターを配置をするものでございます。

それから、地域学校協働活動といたしまして、児童生徒が地域の行事、これは伝統行事であったり、それから防災訓練であったり、そういったものへの参加で地域のボランティア活動を行うなど、地域住民とともに活動する、そういった地域活動を推進する、そういうものでございます。

さらに、これらの事業を行うに当たりまして、評価検証委員会を設置いたしまして、年間目標を設定いたしまして、その達成状況あるいは事業の成果を確認をすると、大きくこの４つの内容でこの事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（遠藤義夫）　ほかにございませんか。６番。

○６番（武田悦子）　今の説明ですと、これまでもそれぞれ子どもたちが地域の中で行ってきた活動を改めてこの事業として取り組んでいくという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（遠藤義夫）　教育長。

○教育長（佐藤吉郎）　６番議員さんにお答えいたします。

今ご質問ありましたように、さまざまな活動をやっています。他の地域からモデルになるような事業、例えば、放課後子ども教室であったり、それから学校支援地域本部事業であったり、そういった形は、その事業はそのまま継承します。ただし、新たな地域本部と地域学校協働活動というような形の中でくくりながら、今までやった活動をさらに充実させていくというか、もっと肉づけをしていくというか、もっと地域と学校が、学校と地域が、連携が図れるような活動をしていきたいなと思っています。

ですから、新しい事業をどんどん持ってくるのではなくて、今までやってきたその活動の中の成果を生かしながら、今部長が申し上げましたように、例えば、地域の防災訓練に参加するであるとか、あるいは学校を出て、今までどちらかというと子どもたちがボランティアという形でお世話になっていたんですけれども、今度は地域に出て、いろいろなボランティア活動をしたりというようなことで、地域の中にもっと入っていくような活動、そんなことを、無理をせず、繰り返しになりますけれども、今までやっていた活動に肉づけをしながら、この活動を進めていきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（遠藤義夫）　ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第４２号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第９、議案第４３号「平成２８年度大玉村直売所新築工事（繰越事業）請負契約について」を議題といたします。

質疑を許します。１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　この工事については、いろいろと議論も重ねてきて、ようやくこういう状況になったわけでありますが、今回１１社ということで、応札ということで、経済の潮目も変わってくるのかなというふうに思ったところであります。

いずれにしても、きっちりとやっていただきたいと思いますが、これらをめぐって

新聞だか何かをちょっと見たんですけれども、産業振興センターにはいろいろ問題があるのではないかとかいうような話なんですが、今まで議論があった以外に、我々が知り得ないでいる問題があるのかとか、もしそれがあって俺らが知らなったというのであれば議会が笑い者になるので、そこら辺、そういう懸念があるのか、材料があるのかどうかも含めてこの際お伺いをしておきます。

○議長（遠藤義夫）　副村長。

○副村長（武田正男）　１０番議員さんにお答えいたします。

何が問題なのかということについて、私もちょっと図りかねるところはありますが、一部報道等によれば、４億という多額なお金がかかるんだと、今そういう時ではないのではないかというような、そういうご意見があるというふうには聞いております。

ただ、前からご説明申し上げていますとおり、総事業費としては４億程度かかると、今回の直売所の新築分については２億８，０００万程度の事業費を見込んでいると。ただ、そのうち半分は国費、震災復興基金これを充当するんだと、残りについては一部起債というふうな事業内容でありますし、現直売所の改修につきましては１億１，０００万、これについても地方創生拠点整備交付金の１０分の１０、１０分の１０といいますけれども、２分の１と残りは補正予算債という大変良質な１００％交付税措置のある起債で賄うことができるというような財源内容でありますし、村の財政的な負担はそう多いものではないと。そういう中で新しい地域づくり、新旧の直売所の改修等が図られるという面から見れば、特別当局としましては、課題はたくさんあると思いますけれども、問題というふうな認識はしていないところであります。

以上です。

○議長（遠藤義夫）　ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第４３号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第１０、議案第４４号「平成２８年度谷地・戸ノ内線道路改良

舗装工事請負変更契約について」を議題といたします。

質疑を許します。８番。

○８番（佐々木市夫）　当初の設計から内容変更で、さらに今回紆余曲折ありまして、舗装工事が増額となってこのような内容になったのかなと理解しております。いろいろと早期完成を望まれる路線でありますけれども、現実的には今回このような形で進みますけれども、さらに残された場所もあるわけですので、現在把握されている範囲で見通しなどの方向性などあれば、お願いしたいと思います。

○議長（遠藤義夫）　産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（舘下憲一）　今後の方向性ということでよろしいでしょうか。

２９年度には一応全線を完了したいということで、本年予算等計上させていただいておりますので、今鋭意、設計等、それから用地買収等を進めているところでございますので、そちらのほうが進捗すれば工事のほうを発注というような形になろうかと思います。

以上です。

○議長（遠藤義夫）　５番。

○５番（押山義則）　ちょっとこの変更の中身について伺いたいんでありますが。

この説明でございますと、交付金事業で実施した他工事の設計変更により減額が生じ、その減額相当分を当該工事に振りかえることは可能ということで、国の交付金を活用すると。これはいつの時点でこういう状況が発生して、それで工事が、１，０００万以上の事業費が増額になるわけでありますが、これの工事期間の関係はどのようになっているのか、その辺もあわせて伺います。

○議長（遠藤義夫）　産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（舘下憲一）　５番議員さんにお答えいたします。

交付金事業につきましては、この谷地・戸ノ内線のほかに南町・山口線の橋の工事等が同じ交付金事業で実施しているところであり、ご存じのとおり、南町・山口線の舗装工事のほうは昨年完了しているということで、その段階で、当初計上していた下層から下の土の入れかえ等が土質調査の結果、必要ないということで、大幅に減額になったということで、通常であればその分を国のほうにお返しするというような形になろうか思うんですが、交付金の性質上、この大玉村に配分されたものについては、村のほうで消化できるのであれば消化していいというようなことになってございましたので、南町・山口線が完了した後にその残額が出たということで、あとは橋の工事を並行してやってございましたので、そちらのほうがどのような変更になるかというのを見ながら、最終的にはこの谷地・戸ノ内線のほうに残りの分を全部振り向けようということで、当初はこの図面のとおり２９０．５メーターで発注してございましたが、一部内容を変更して改良のほうを先に進めておくと。これは繰越事業で実施している中身でございますので、工期はまだあるということではございますが、冬期間の舗装は温度の関係で余り予定を、できれば避けたいということで、改良のほうを進め

るということで内容を変更して進めていたところでございますが、最終的にその金額が、他の工事のほうが完了して金額の精算金がはっきりわかった段階で、今回この残りの１，０００万を谷地・戸ノ内に振り向けるということでございます。

そういう理由でございまして、５，０００万超えましたので、今回議会のほうに上程するというような中身でございます。

以上です。

○議長（遠藤義夫）　ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第４４号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第１１、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　以上で今臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成２９年第３回臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後２時３４分）